

総合計画の役割と位置づけ

1 総合計画とは

総合計画とは、市の将来像を示したまちづくりの指針となるもので、市が目指すまちづくりの大きな方向やそれを実現するための施策などを定めるものです。市が立てる計画のなかで最上位の計画です。

・地方自治法第2条第4項：市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定める。

計画の構成

基本構想：長期的な視点から、市全体で目指す将来目標や取り組み方針、目標実現のための基本的な方向を示すものです。：期間は10年間

基本計画（健康、産業、環境などの大きな6分野と、46程度の施策分野の内容）

：基本構想に示した市の将来目標を踏まえ、施策分野ごとに市民と行政が目指す姿と目標を明らかにする。：期間は10年間

実施計画：実施計画は、基本計画に示した分野ごとの目標を実現するために、行政の各部門が展開する戦略や具体的事業を毎年、明らかにするものです。

2 策定の方針

少子・高齢化の進展、経済のグローバル化、地球環境問題への対処が求められることを背景として、限られた資源（市の財政、市内の各種資源、市民力など）を十分に活かすために、まちづくりの方向を示すことが必要です。

戦略性が高い内容の計画

蒲郡市の強みを積極的に伸ばすための重点とする施策の提示

持続性のある都市となるように、行政改革により「出る」を抑えるとともに、産業を生み出し「入り」を増やす。

職員参加の策定による推進力が高い計画

ワーキングチームを中心に次代を担う職員全体が政策形成能力を高めるとともに実行することができる計画内容に

多様な市民協働の推進力につながる計画

意識調査、まちづくりワークショップなど、市民の声を十分に拾う計画づくり
市民が主体的に責任を持ってまちづくりを進めるとともに、行政とともに協働のまちづくりを推進するための計画内容に

周りの地域との共存・共生を目指す計画

三河湾の保全と活用、蒲郡港の整備、広域幹線道路の整備の推進など
効率的な公共施設、公共サービス提供など、新たな協力関係の方向を示す。

3 審議会の役割

大所高所に立った（市長になったような）視点で議論することが重要

基本構想ではまちが目指すべき姿、基本計画では力点を置くべき大きな施策、市民協働の可能性があることなど

市民、団体活動の視点からの意見交換

計画策定後は、協働のまちづくりの推進役となっていただくことも期待している。